

投資信託取引規定集変更一覧

1. 投資信託総合取引規定

改定前	改定後
<p>第 2 章 累積投資 16. (本章の趣旨)</p> <p>お客さまが当行との間で、第 18 条に規定する収益分配金再投資契約または第 19 条に規定するみずほ積立投信契約を締結される場合には、本章の規定が適用されることとなります。なお、本章において両契約を「累積投資契約」と総称します。</p>	<p>第 2 章 累積投資 16. (本章の趣旨)</p> <p>お客さまが当行との間で、第 17 条に規定する収益分配金再投資契約または第 18 条に規定するみずほ積立投信契約を締結される場合には、本章の規定が適用されることとなります。なお、本章において両契約を「累積投資契約」と総称します。</p>
<p>(記載なし)</p>	<p><追加> 19の2. (所有権の確定時期)</p> <p>累積投資契約に基づきお客さまが買い付ける投資信託受益権等につき、他のお客さままたは金融商品取引業者と共同で買い付ける場合には、お客さまが買い付けた投資信託受益権等につき回記号および番号が特定されたときに、お客さまが単独で当該投資信託受益権等の所有権を有することが確定するものとします。</p>